第三十七条第一項第一号、第三号及び第四号	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十七条第二項第一号	機構高齢者医療制度債券申込証	機構病床転換助成事業債券申込証
第三十七条第二項第二号及び第三号	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券

（介護保険法施行令の一部改正）

第六条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十七第二項ただし書中「支払基金等」を「機構等」に、「第百十八条の十に」を「第百十五条の四十七第十項に」に改める。

第三十七条の十八第三項中「支払基金等」を「機構等」に改める。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第七条　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」を「機構（以下単に「機構」に改め、同条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

第五条の二中「支払基金」を「機構」に改める。

第二十条の見出しを「（機構介護保険債券の形式）」に改め、同条中「支払基金が」を「機構が」に、「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改める。

第二十一条（見出しを含む。）中「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改める。

第二十二条の見出しを「（機構介護保険債券申込証）」に改め、同条第一項中「支払基金介護保険債券の」を「機構介護保険債券の」に、「支払基金介護保険債券申込証」を「機構介護保険債券申込証」に改め、同条第二項中「支払基金介護保険債券（」を「機構介護保険債券（」に、「振替支払基金介護保険債券」を「振替機構介護保険債券」に、「当該支払基金介護保険債券」を「当該機構介護保険債券」に、「支払基金介護保険債券申込証」を「機構介護保険債券申込証」に改め、同条第三項中「支払基金介護保険債券申込証」を「機構介護保険債券申込証」に、「支払基金が」を「機構が」に改め、同項第一号及び第二号中「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改め、同項第三号中「各支払基金介護保険債券」を「各機構介護保険債券」に改め、同項第四号、第五号、第七号及び第十号中「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改める。

第二十三条の見出し及び同条第一項中「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改め、同条第二項中「振替支払基金介護保険債券」を「振替機構介護保険債券」に、「支払基金に」を「機構に」に改める。

第二十四条の見出しを「（機構介護保険債券の成立の特則）」に改め、同条中「支払基金介護保険債券の」を「機構介護保険債券の」に、「支払基金介護保険債券を」を「機構介護保険債券を」に、「支払基金介護保険債券申込証」を「機構介護保険債券申込証」に改める。

第二十五条の見出しを「（機構介護保険債券の払込み）」に改め、同条中「支払基金介護保険債券の」を「機構介護保険債券の」に、「支払基金は」を「機構は」に、「各支払基金介護保険債券」を「各機構介護保険債券」に改める。

第二十六条第一項中「支払基金は」を「機構は」に改め、同項ただし書中「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改め、同条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

第二十七条の見出しを「（機構介護保険債券原簿）」に改め、同条第一項中「支払基金は」を「機構は」に、「支払基金介護保険債券原簿」を「機構介護保険債券原簿」に改め、同条第二項中「支払基金介護保険債券原簿」を「機構介護保険債券原簿」に改め、同項第一号及び第二号中「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改める。

第二十八条第一項中「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改め、同条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

第二十九条の見出しを「（機構介護保険債券の発行の認可）」に改め、同条第一項中「支払基金は」を「機構は」に、「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改め、同条第二項第一号中「支払基金介護保険債券申込証」を「機構介護保険債券申込証」に改め、同項第二号及び第三号中「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第八条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の十中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改める。

第四十五条の三第三項中「社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（予防接種法施行令の一部改正）

第九条　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項ただし書及び第三十二条第三項中「支払基金等」を「基盤機構等」に改める。

（母子保健法施行令等の一部改正）

第十条　次に掲げる政令の規定中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改める。

一　母子保健法施行令（昭和四十年政令第三百八十五号）第一条

二　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第十四条

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条

四　石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）第四条

五　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第九条

六　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）第五条

七　戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第八条の三

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第九条の六中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「基盤機構」に改める。

第九条の十及び第九条の十一中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第九条の十二の見出しを「（基盤機構流行初期医療確保措置債券の形式）」に改め、同条中「支払基金」を「基盤機構」に、「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改める。

第九条の十三（見出しを含む。）中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改める。